

士族授産の一考察：静岡県牧野原の開墾について

中山, 道生 / NAKAYAMA, Michio

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

172

(終了ページ / End Page)

181

(発行年 / Year)

1962-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010823>

士族授産の一考察

—静岡県牧野原の開墾について—

中山道生

はじめに

明治二年六月太政官達により「一門以下平士ニ至ル迄
 総テ士族ト可称事(1)」とあり、同年十二月二日、「中下
 大夫以下ノ称呼ヲ廢シ、都テ士族又ハ卒ト称シ、禄制ヲ
 定ムル事(2)」の布告がなされ、さらに、明治五年一月
 「各府県ノ貫族卒ニシテ従前番代ノ際抱替ノ称ヲ以テ即
 チ其ノ子ニ俸禄ヲ伝与シ自カラ世襲ノ状ヲ成ス者ハ今後
 総テ士族トナス……而シテ其ノ家禄ハ旧ニ仍ラシム、但
 タ新ニ命シテ給仕終身ニ止マル者ハ平民ニ復籍セシメテ
 其ノ禄額ヲ給与ス」と布告し、卒族は士族か平民になっ
 た(3)。かくて旧武士階級は士族と称され、平民と区別
 されることになった。しかし依然俸禄に依存した消費階

級に外ならなく、又待遇、特権も旧時代と同様で、旧来
 の特権階級に外ならなかったが、廢藩置県を起点として
 質的に封建制からの脱却をせまられ、まず明治四年十二
 月十八日「華士族、卒在官ノ外、自今農工商ノ職業相當
 候儀被差許候事(4)」と達せられ、士族、卒のまま他の
 職に就くことが許された。すなわちこのことは、身分と
 職業の最初の分離であると同時に、階級上士族と平民と
 の差がなくなったことを意味する。以後士族の称呼は身
 分のみ表示する名目上のものとなった。さらに明治六
 年十二月、家禄奉還の布告によって俸禄という封建的要
 素からも離れざるを得ないこととなった。これはその前
 後を見るに、明治元年より明治九年八月にかけて行な
 れた家禄制の改変更には禄制廢止の過程上の一時点に当

るものである。さて、旧幕臣については明治元年四月徳川家が駿府七十万石の一諸侯となったため家臣の離散は止むを得ず、この時帰順した者に限り、明治元年五月「旧幕府高家、旗下被召出、本領安堵ノ事⁽⁵⁾」と布告され、その後、帰順を願う士族には同年八月「旧旗下へ徳川旧臣帰順ノ者禄米支給ノ制ヲ定ム⁽⁶⁾」として

万石以下五千石迄

千俵宛

五千石以下三千石迄

五百俵宛

三千石以下千石迄

三百俵宛

(以下略)

とあり、減俸のうえ帰順を許した。さらに明治二年十二月「中下大夫士以下ノ禄制ヲ定ム⁽⁷⁾」旨布告して、「禄制二十一等ニ分チ士族ハ十八等ニ止候事」とし

元禄万石未満九千石迄

現米 二百五十石

同 九千石未満八千石迄

二百二十五石

同 八千石未満七千石迄

二百 石

(中略)

同 三百石未満二百石迄

二十八石

同 二百石未満百五十石迄

二十二石

同 百五十石未満百石迄

十六石

同 百石未満八十石迄

十三石

(以下略)

となり、帰順士族の家禄の削減をはかった。

士族授産の一考察(中山)

実収で旧禄と比較して見ると、新禄制は現米支給のため、禄即実収であり、旧禄制では仮に一万石取の旗本は実収「三ツ五分物成⁽⁸⁾」としても、三千五百石の実収があったわけである。しかし新禄制に依り二百五十石となつて相当な削減となる。その後、家禄の統一を行なわんとして明治五年十二月新たに扶持の称を廃して、一人扶持一石八斗の割で石高支給の事とした。そして明治八年九月「華士族平民家禄賞典禄共本年ヨリ米額ノ称呼ヲ廃シ、毎地方貢納石代相場明治五年ヨリ七年マテ三ヶ年ノ平均ヲ以テ金禄ニ改定支給候条此旨布告候事⁽⁹⁾」とされ家禄は金禄に改められた。この金禄に改定するに当り明治五年から七年迄の平均石代相場を以て決定したのであるが、当時三年間の平均相場はその後高騰を続け、他の物価も漸次高騰したので彼等の生活は勢い窮乏化の途をたどつた。

明治六年十二月二十七日家禄奉還について「華士族家禄賞典禄百石未満ノ者ニ限り奉還ヲ許ス⁽¹⁰⁾」旨布告し、直に「家禄奉還ノ者へ資金被下⁽¹¹⁾」と家禄の奉還を奨励して「家禄賞典禄共百石未満ノ輩自今奉還願出ノ者へ産業為資本永世禄ハ六ヶ年分、終身禄ハ四ヶ年分一時ニ下賜候事」とし、明治六年の各地方石代相場で換算してその半額を現金、半額を年八分利付の公債で下付した。

さらに翌七年十一月五日「家禄百石以上ノ者ヘモ奉還ヲ許ス⁽¹²⁾」事とし前同様五十石は現金、残りは公債を以て交付したのである。明治六年十二月家禄奉還の条令と同時に家禄税の創設が布告され、「即今内外国事多端費用モ夥多ノ折柄ニ付陸海軍資ノ為明治七年以後当分ノ所別冊ノ通賞典禄ヲ除クノ外家禄税被設候条、此旨華士族ヘ布告スヘキ事⁽¹³⁾」とし士族の生活を貧窮に追込んだ。

家禄税の表向き理由は「軍資ノ為」と称したがその実は家禄奉還の促進を目的としていた。先の奉還制度に依らぬ者はこの布告により高額の家禄税が課せられたため奉還する士族は多かった。

明治九年八月五日金禄公債証書条例⁽¹⁴⁾が布告され禄制は廃止され彼等の金禄は数ヶ年分の公債となり、公債に対する五分から七分の利息のみが彼等の年々の収入となった。もとより公債の利子のみに依存出来る者は高禄者の一部に過ぎず、大部分は他に生活の途を開かねばならなかった。もちろん官公吏、学校教師等とても限りがあったので彼等は公債を売却し、それを資本に商売等を始めた者が多かったが、所詮「士族の商法」でほとんどが失敗に終わった。ここに於て政府は、これら窮乏士族の救済と反抗の鎮撫との目的をもって士族授産を企図したのである。士族の反抗とは、士族達が上述の経済的困窮

の他に、身分的、心理的にも徴兵令、廢刀令等をもって漸次その特権を剝脱されていき、そのために彼等が政府に対する反感、不平不満は多方面に亘り種々の形で表面化して行ったことをいう。それらは旧制度へ復活させんとする保守的運動となり、ある場合は新政府を倒し立憲政府をたてようとする進歩的運動である。この二つの運動は相反するかに見えながら共に政府に反抗している点で一致している。

例えば明治十年の西南の役以前の農民一揆における士族の煽動や集団的反乱など、下って西南の役鎮圧後は、これら直接行動の不可能を悟り、言論による反抗に転化していった。初期の自由民権運動もこの線に沿っている。このような暴力、或は言論に依る反政府的行動には政府も苦慮し、対策として表面的には武力鎮圧、集合結社の庄迫、言論・文章の抑圧等の弾圧策をとり、内面的には懐柔策を用いた。その主なるものが士族授産事業であった。このため士族授産金として、明治十二年三月「起業基金」の貸付開始を最初とし、十四年十二月には勸業委託金が、十六年一月以後二十三年三月迄は「勸業資本金」が貸付けられた⁽¹⁵⁾。その貸付の条件は士族授産という性質上、寛大であった事は云う迄もないが、士族授産金の貸与には公債証書、土地等の抵当品を必要と

した。もっとも場合によっては無抵当とし、このような時には地方官を事業監督にあてた。貸付金は概ね貸付の年より一定期間据置き、期間終了後年賦を以て返納せしめ、その据置年限、返納年賦は事業の種類によって異にしていた⁽¹⁶⁾。

一、旧幕臣の移住

慶応四年正月鳥羽伏見戦争により幕府は朝敵となり、天領八百万石は没収、家名は一時断絶となったが、明治元年四月徳川家は、家達が継ぎ、駿河遠江三河七十万石となった。それ故江戸在住の旧幕臣達は、(一)帰順と称し政府へ仕えるか。(二)新藩主に従って駿府へ移住するか。(三)暇乞して農商となるか、の三途しか残されなかつた。一番有利と思われるのは、第一の途であつた。すなわち多少の削減は免れないが、従来 of 食禄を維持出来たからである。それ故三千石以上の高禄者はほとんど帰順した。士族の中でも三千石以下の者は帰順を潔しとせず、新藩主に従って駿府へ移住した者が多かつた。

移住は明治元年十月に駿府に到着したのを初めとし、翌二年十月頃まで続いて⁽¹⁷⁾約三万余の士族が駿遠参へ無禄を覚悟して移住した⁽¹⁸⁾。しかしこのままでは生活の維持が出来ぬため静岡藩は、明治二年十一月旧高に

士族授産の一考察(中山)

応じて次の如き扶持米を支給した。

- 旧高一万石〜三千石 十人扶持
- 三千石〜一千石 八人
- 一千石〜五百石 七人
- 五百石〜一百石 六人
- 一百石〜二十俵 五人
- 二十俵以下の者 四人
- 復籍之者 三人

そして一人扶持を年一石八斗の割として、これを現石高の称呼とされた。例えば十人扶持は高十八石と称するようになった。新旧石高の実収を比較すると、高一万石は旧制においては「三ツ五分物成」としても三千五百石が実収であつた。新石高は一応全部を実収と見る事が出来るから、旧三千五百石は実収に十八石になった。移住士族と帰順士族との実収の比較は次の表に述べる。

旧	高	移住士族実収	帰順士族実収
一万	石〜九千石	一八・〇石	二五〇石
三千	〃〜二千	一四・四	一〇五
一千	〃 八百	一二・六	六五
百五十	〃 一	一〇・八	十六
六十	〃 四十	九・〇	九
四十	〃 三十	九・〇	八

我妻東策「士族授産史」八頁による

静岡藩は七十万石といわれたが、実際には東北の不毛地もその封土中に算入されていた為に実収は極めて少かつた⁽¹⁹⁾。又その少い封土へ多数の士族が移住したから、各々への支給額は僅少にならざるを得なかった。

この様に少い禄では何らかの形で内職をせねば生活を維持出来ぬ事は云う迄もなく、既に明治元年十月二十七日、移住士族に対して藩庁より次の如き通達がなされている。

「御領内移住之輩、農工商之内、何れの業なり共相営活計の見込有之候者は、勝手次第たるべく候云々⁽²⁰⁾」

これは政府の行なう士族授産以前の段階として藩独自の立場より布告されたものと考えられる。なぜならこれに類した政府の布告は明治四年十二月十八日にならなければ布告されていないからである(註(4)参照)

その頃の士族の状態は

「県下一般士族之状態ハ未タ以テ産業ニ就ク能ワス依然ト概シテ貧窮ナリ其甚キニ至テハ尚生活ニ困ムモノ、如シ今ニシテ之ガ救援ヲナサ、レハ后来名状スベカラサルノ状況ヲ来スモ亦期スヘカラスト深ク憂慮スル所ナルヲ以農ニ商ニ工ニ各其就キ易キ業務ニ従事セシメ一家独立ノ基礎ヲ立シメント弥々尽力勸誘措カサリシ処己ニ数年間実地親ク惨苦ヲ嘗メタル今日ナレハ亦前日俄然世禄ニ

離レタル場合ノ比ニアラス起業ノ憤発力ハアリト雖モ一事業之レガ資料ヲ仰カザレハ固ヨリ其目的ヲ得ル事能ハサルニ貧窮ニシテ亦如何トモスル能ワズ依テ之レカ授産ノ方法ハ政府宣敷資金ヲ貸与シ充分保護ヲ加ヘラル、ノ他ニアラサルベシ⁽²¹⁾」

なおこの中で政府の授産金の貸与の要請についてもふれている。

静岡藩の授産は、藩当時かなりの授産資金などを下付して、授産所も多かったが、廃藩置県後はふるわず、授産所も永く続かず失敗した者が多かった。しかし牧野原の開墾は、維新後藩庁の行なった授産事業としては他にその比を見ない程大規模だった。

二、牧野原開墾について

牧野原の茶の開墾は文久、慶応年間に金谷の何人かの一部開墾し茶種を播付けた事もあるが、極めて小規模で唯茶園開墾の卒先者にすぎず⁽²²⁾牧野原の開墾は明治維新後の士族の入植に始まるといえる。

此地へ移住開墾に従事したのは新番組と呼ばれる士族の一団であった。この起りは嘉永、安政の頃で、幕臣、中条景昭、関口隆吉、大草高重、山岡鉄太郎、榊原妥女

久保栄太郎等十七名は時局收拾を計るため、自ら攘夷十七人組と呼び、又同志が集まり二百有余人に達したので一隊を編し精銳隊と称して国事に奔走した。しかし鳥羽戦争後、元年四月、徳川慶喜水戸に蟄居するや、一隊は山岡鉄太郎を隊長として護衛に當った。そして移住の時には、新藩主を奉じて静岡へ移住し、久能山守護の名の下に新番組と改称した⁽²³⁾。二年版籍奉還とともに新番組は遠江国榛原郡牧野原へ入植した。当時の文獻に「二年春版籍奉還の議起る。人心恟恟たり、中条、大草両氏見る所ありて、帰農の志あり、偶々関口氏江戸より来曰く、遠州牧野原の南に金谷原あり、洪荒以来民棄てゝ顧みず、公等之を開拓して、何ぞ国家無窮の鴻益を計らんやと。二氏大いに喜び、山岡氏と議し、遂に墾開力食の意を陳ず。勝安房公及び大久保一翁公等大いに賛画し、是拠ありと謂ふ。嗣君終に谷口、岡田、伊之助、牛淵原等の拾一原と、併せて新開圃一千二百有余町歩とを賜ふ。實に是年七月なり。是に於て居を移す者二百余人なり⁽²⁴⁾」とある。この開墾は静岡藩の「開墾方」の名称を受けた藩営の授産事業であったが、四年廃藩置県とともに牧野原は浜松県に移管し開墾方の名称は無くなり、静岡藩の管轄よりはなれて、十一月彼等は開墾地は各自所有となすべき旨浜松県より達せられ、藩営の授産事業であ

った開墾は士族達の自営となった。この有様は大草高重の手記によると、

「明治二年七月中、旧藩知事ノ命ニ因リ、開墾方ト称シ、不肖高重モ中条景昭ト共ニ卒先シ、式百余名ヲ遠州榛原郡牧ノ原^ニ転住スルニ際シ、水利ノ便否ヲ量リ、居住ノ地ヲ占、自カラ此家屋ヲ造營シ拓地ニ従事シ、右開墾費用トシテ藩庁ヨリ年金老万二千五百円ヲ給与アリ。同四年廃藩浜松置県之際、右開墾方ノ称ヲ廢シ、該費用金等今後下付相成ラサル旨、同県庁ヨリ申渡サレタリ、然ト雖将来ノ活治ヲ企図スルニヨリ、各自応分ノ資力ヲ尽、鞠躬勉勵自ラ耒耜ヲ取り衆ニ先チ、専ラ茶樹ヲ播布スルモ其事業ニ疎ク、加フルニ該地ハ數百年不毛ノ原野ニシテ、極メテ瘠地ナレバ成木モ亦晩シ、漸ク同六年ニ至リ、尠シク茶葉ヲ摘採スルヲ得⁽²⁵⁾。」とある。又明治十一年頃までの開墾状況は次にかかげる表の如くであった。これによると十年頃迄は開墾に力を入れ、十一年になると茶樹の培養に力を注ぎ、開墾には力を入れていないことが判る。

当時の開墾状態は先の大草の文中にあるように、六年になつて少しの茶葉が摘採出来、その後徐々に増殖したが、十年、十一年に茶価の暴落、年金の廃止が経営を苦しくした。

年次	既墾反別
明治三年	五三・三九
四	三七・五三
五	八二・八四
六	六〇・四六
七	八一・六八
八	一三七・五五
九	四〇・〇五
十	
十一	
合計	四九三・五〇

備考・我妻東策「土族授産史」より

「因テ益々勉強年々増殖繁茂シ、往々生理営ムベキ端緒ヲ得ルニ当リ豈計シ、同年十一年ニ至リ、茶価頗ル低落シ、収穫ト費用ト対照ニ巨多ノ損害アリ(26) 十一年土族達は中

条を総代として政府に土族授産金の開墾茶畑培養費ノ儀ニ付拝借金願(27)を提出し貸与を歎願した。この願い聞入れられ、翌十二年七月より「起業基金」の貸与を受ける事が出来た。

一、金貳万円 遠州榛原郡牧ノ原土族

勸業資金ノ為明治十二年七月ヨリ無利子五ヶ年間据置キ同十七年ヨリ年四分ノ利ヲ附シ向フ五ヶ年賦毎年五月限り返納ノ約ヲ以貸与セラル 抵当ハ金禄公債証書壹万四千三百円(28)並地反別百九拾三町貳反五畝貳十歩内金壹万円ヲ以公債証書ヲ購求シ爾來其利子ヲ以年々公債証書ヲ買入レ他日返納ノ資料ニ充ツ 残り壹万円ハ茶樹培養ノ為當世現住ノ戸数ニ配当セリ(29)

これで見ると授産金二万円を交付されたが、培養費に

あてることが出来ず、半分の一万円は金禄公債証書の購入にあて、残り一万円が茶樹培養費にあてられたことが判る。

では、その後の事業状況はどうであったか。表によって述べて見ると

(単位円)

年次	益金	一戸当益金	静岡県一石当米価	石高に換算すると
十二年	七、一七四	三〇・八七	七・七八	三・九七石
十三年	五、五四三	二七・七一	一〇・二二	二・七一
十四	一三、一四二	六五・七一	一〇・六一	六・一一
十五	一一、九六六	五九・八三	八・七二	六・八六
十六	六五八	三・二九	六・二八	〇・五二
十七	七八九	三・九四	五・〇三	〇・七八

備考 我妻東策「土族授産史」による

益金については、十四年が最高で翌十五年がこれに次ぐ。しかし十六年には激減して前年の約二十分の一になっている。これは茶価の暴落の為と思われる。又一戸当益金の最高年度は十四年の六十五円七十一銭で、これを当時の石高米価十円六十一銭で換算すると六石一斗一升になり、旧扶持米では三人扶持強となる。同様に十六年では五斗二升で一人扶持にも足らない事になり、駿府移封当時は無禄と云われても四人乃至五人扶持は給せられ

ていたのに、家禄奉還後は作柄良好、茶価好況の年でさえ、その収入は四人扶持まで達しなかった⁽³⁰⁾。このように十二年当時は二百余名を数えた牧野原士族も、十六年には半減して百拾八名となっている⁽³¹⁾。

十七年は授産金返還の期に当たっていたが、前述の如き事情で返還出来ず、拝借金返納延期之儀願⁽³²⁾を提出した。そして五ヶ年間の延期が認められた。しかし経営は依然として思わしくなく、茶価の下落も続いていたので事業不振は続いた。明治十八年の益金は一千二百三十円同十九年には四千八百八十円と、十六、七年に比較すると相当な好転と思われるが、まだ十四、五年の益金の二分の一にも及ばなかった。返納は延期されたものの効果もなく経営不振のままに明治二十二年七月の償還期になったのであった。

政府は其の前明治十九年四月「諸貸付金整理順序」を設けて貸付金の整理を計った。これより前、一時に返納しようとするものには、優遇方法として元金を軽減する方法が設けられていた。これは元金に対して一定利率を複利計算により年賦数に応じて差引くもので利引一時返納の法とよばれた⁽³³⁾。二十一年には五十ヶ年賦一割利引の返済を認めている。それは元金百円に付十九円八十三銭を返納すれば元金の八割以上の乗損となり又翌二十

二年には、士族授産金には九十ヶ年賦までの延長を許可した。このような方法を政府がとったのはすでに名目的なものであり、名目だけでも返納させるということにしかかったからであろう。

牧野原士族もこの故をもって、二十二年九月、授産金を返済し得た。

「九月政府の恩貸する所の金貳万円を奉還せしめ、其内二千四百余円を収め、其余悉く之を賜ふ。蓋し特恩なり。是より残額を同志の基本財産となす⁽³⁴⁾。」

三、開墾事業の目的と結果

第一として、経済的な目的である。すなわち彼等は旧幕臣故に維新後は非常な生活困難に苦しめられ、その苦しみから脱却するために入植したものであったろうが、実際には家禄奉還後は好況の年ですら、三人扶持強という有様で、数年の間に人数は減少していった。つまり経済的には何ら成功を見る事が出来なかった。

第二には政治的な目的である。すなわち不平士族の勢力を開墾に向け、鎮撫させんとしたのであった。この面では一応成功を見ていると思う。なぜなら旧彰義隊士の入植について、

「六月旧彰義隊八拾有余人沼津に在り、而かも驕傲放

肆、制すべからず、屯集して兵器を弄す。……大草氏清水に至り、其巨魁大谷内竜五郎を招き、一喝叱責していふ。足下何ぞ無頼を為すや。今や嗣君幼冲。封を徒すより日尚ほ浅く、輔翼の諸公、夙夜心を勞する所なり。苟も私意を逞うし不軌の事を遂げしめせんと欲すれば、必ず我公閣下を累はすに至らむ。不忠これより大ならざるはなし。足下何ぞ之を暁らざるの甚しきやと。竜五郎は畏縮して答ふること能はず。唯だ命之れ聞く。故に其徒悉く委靡服従し、來りて我に附属す³⁵。とあるごときそれを示すものといえよう。

おわり に

以上、静岡県牧野原における士族授産をみてきた。その目的とした点についていえば、士族の経済的困窮を救う事業としては程遠いものであったが、政治的な目的は一応達せられたと思われるのである。最後に本論で使用した『静岡市史編纂資料』、『土族の景況』、『静岡県郷土研究』は静岡県立葵文庫の好意により見せていただいたものである。感謝の意を表したい。

註

- 1 『明治前期財政経済史料集成』第八卷 一三頁
- 2 同 上 一三頁

- 3 我妻東策『明治社会政策史』 一一頁
- 4 『明治前期財政経済史料集成』 第八卷 二二頁
- 5 同 上 三八頁
- 6 同 上 四一二頁
- 7 同 上 四一三頁
- 8 同 上 三一〇頁
- 9 同 上 四三〇頁
- 10 同 上 四三九頁
- 11 同 上 四〇四頁
- 12 同 上 四四一頁
- 13 同 上 四四三頁
- 14 同 上 四〇五頁
- 15 吉川秀造『士族授産の研究』 一七六頁
- 16 同 上 二〇三頁
- 17 『静岡市史編纂資料』 第四卷 一二五頁
- 18 「当時無禄移住を覚悟して駿遠参へ移住せし人数は、駿河府中六百九十四人、浜松七百二十一人、掛川七百一人、遠州横須賀六百八十二人、赤坂六百二十八人、田中六百五十二人、相良七百六十人、中泉七百二十九人、参州横須賀六百六人、小島三百九十九人、合計六千五百七十二人。以上は皆一家の主のみを数へにて、家族一家平均三人とすれば、一万九千七百十六人。四人とすれば二万六千二百八十八人となる。婢僕を引連れ行かれし者もあれば、少くも三万有余の人数は潮の湧く如く、駿遠参の地

方に入り込みしことなり。」

静岡市史編纂資料 第四卷 一二六頁

19 我妻東策『士族授産史』

八頁

20 同 上

一〇頁

21 『士族ノ景況』

静岡県ノ部

22 『静岡市史編纂資料』

第六卷 二八一頁

23 同 上

二八三〜四頁

24 山田政一「旧幕臣と牧野原開墾」

静岡県郷土研究 第十一輯 一八〇頁

25 『静岡市史編纂資料』

第六卷 二九〇頁

26 同 上

二九〇〜一頁

27 「開墾茶畑培養費ノ儀ニ付拜借金願」

客歳西南ノ役起リシ以来、別テ御国費多端ノ折柄恩貸ノ事ヲ乞ヒ奉リ候ハ何共恐慚之至ニ候得共、今皇昭等窘迫就スヘカラサル時ニ際シ候間已レヲ得ズ左ニ奉哀願候

前文ノ情状御憫察何卒特別ノ御詮議ヲ以該茶畑ヲ抵当トナシ、未明治十二年ヨリ以降五ヶ年近納ノ積ヲ以テ四万円ノ金額ヲ貸与シ、景昭等貳百余名ノ者共轍耐ノ急御救援被下候ハハ、起死肉骨ノ鴻恩永感佩可仕候。依之別紙返納方法収利予算書相添此段哀願仕候也。

明治十一年二月

静岡県下遠州榛原郡牧ノ原居住士族
中条景昭印 外貳百拾四名連印

士族授産の一考察（中山）

静岡県令 大迫貞清殿

右の史料は静岡県郷土研究第十三輯所収の関口 泰「牧ノ原開墾に関する資料」によつた。

28 我妻東策『士族授産史』一八頁には二万三千五百円と出ている。

29 『士族ノ景況』静岡県ノ部

30 我妻東策『士族授産史』

二〇頁

31 関口 泰「牧ノ原開墾に関する資料」

静岡県郷土研究 第十三輯 一一二頁

32 我妻東策『士族授産史』

二二頁

33 吉川秀造『士族授産の研究』

二二二頁

34 山田政一「旧幕臣と牧野原開墾」

静岡県郷土研究 第十一輯 一八三頁

35 同 上

一八一頁

（花咲繊維工業株式会社勤務）